

職種 (募集人員)	受験資格	試験方法
栄養士 (若干名)	- 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 - 学歴不問 - 管理栄養士免許を有する者または令和8年3月までに取得見込みの者	1次試験：教養試験（高卒程度以上）、資格免許職専門試験、適性検査等 2次試験：個別面接、作文

◆試験日程・試験会場

【1次試験】試験日程：令和7年9月21日（日）9：00受付開始

試験会場：福島県自治会館（福島市中町8番2号）

【2次試験】1次試験合格者に別途通知します。

◆受付期間

令和7年7月7日（月）～8月8日（金）まで（8：30～17：00）

郵便による申込書提出の場合は、令和7年8月6日（水）までの消印有効

◆申込方法

（1）申込書の請求

- 申込書は、役場総務課で交付します。
- 郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員採用試験申込書請求」と記入し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

（2）申込の方法

- ①申込書に必要事項を記入し、役場総務課に提出してください。
申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員採用試験申込」と記入し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ②受験票を受領したときは、6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

水道メーターの検針にご協力ください

建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。正確な水量の検針を行うため、以下のようにご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにする。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつなぐ。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

休日・延長窓口について

☎住民生活課 ☎53・2112
☎税 務 課 ☎53・2113

泉崎村役場では、平日の開庁時間（8時30分～17時15分）以外にも、下記のとおり一部業務について窓口を開庁しています。

【延長窓口】 火曜日・木曜日 17時15分～19時00分

【休日窓口】 日曜日 8時30分～12時00分 ※年末年始は除く

●取扱業務について

- 1 証明書の発行（住民票・戸籍・印鑑証明書）※戸籍に関する証明書は本籍が泉崎村の方のみ
- 2 （1）税証明書の交付（納税証明書、課税証明書、資産証明書、評価証明書、所得証明書、非課税証明書、公課証明書、土地家屋名寄帳、軽自動車納税証明書）
※本人が窓口に来ることができない場合は、委任状が必要です。代理の方は、委任状を持参してください。

（2）各種税金及び使用料の納付（納付書を持参分のみ）

※マイナンバーカードに関連する手続き、印鑑登録、住民票除票、戸籍の附票、除（原）戸籍、身分証明書、記載事項証明書、転出証明書、戸籍の受理証明書、無資産証明書、土地の図面の写し、土地台帳の閲覧、事業所在証明の交付、軽自動車の登録廃車手続き、納付書の再発行、住民税の申告業務については、取扱いできません。

泉崎村木造住宅耐震診断制度のご案内

☎建設水道課 ☎53・2114

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣制度は、木造住宅の所有者で耐震診断を希望する方に、木造住宅耐震診断士を派遣する制度です。

建築士事務所に所属し、福島県木造住宅耐震者名簿に登録された建築士が診断を行います。

設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いのか、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。

また、診断結果、耐震基準に適合していない場合は耐震改修計画（耐震壁の位置、耐震改修工事費の概算等）を作成します。

◆対象となる木造住宅

次のすべてに該当する住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・所有者が自ら居住する住宅（併用住宅の場合は住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること
- ・構造が、従来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法であり、地上階数が3以下のもの
- ・過去にこの制度による耐震診断を受けたことがないもの

◆申込受付期間 7月1日（火）～8月29日（金）

◆費用

個人負担額・・・木造住宅1戸当たり6,000円

※村税等を滞納している方は申込できません。

詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し
更に高い技術と
品質向上を
目指します。



代表取締役社長 渡 邊 陽一郎

福 島 工 場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493
第二福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619
白 河 工 場／福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404
白河第二工場／福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064
本 社／埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2
☎048-650-6051・FAX048-650-5201
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

樹木や生垣等の適切な管理について

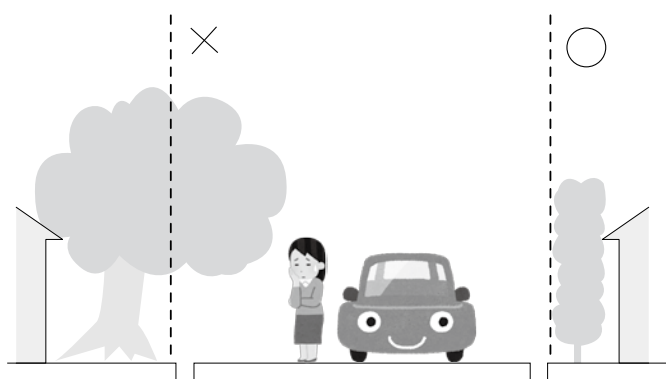
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

泉崎村公開型GIS「泉崎村地図情報サービス」について

☎総務課 ☎53・2111

泉崎村の地図情報をどなたでも簡単に利用できるようにするため、泉崎村公開型GIS「泉崎村地図情報サービス」の運用を開始しました。

泉崎村のハザードマップ、埋蔵文化財等の地図情報を、スマートフォンやパソコンからインターネットを通じて閲覧することができます。村ホームページ、または下記のURL・QRコードからご利用いただけます。

<https://www.mtc-service.jp/MapPocketBookPublicIzumizaki/>



工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
建築工事などその他

☆お気軽にご相談ください。

株式会社 福南建設

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

4月1日より新たにこども支援課（こども家庭センター）が設置されました。私たちこども支援課は、こども家庭センターとしての機能を持ち、村の未来を担う子どもたちやその子育て世帯を対象として、切れ目のない一体的な支援を展開していくことを目指しています。職員は課長兼センター長をはじめとし、保健師2名・社会福祉士2名・事務職員2名で以下の支援を行っています。

◆主な業務内容

- ・ **子育て支援機能**：こども医療、児童手当に関する事務や保育所関係事務などを事務職員が担当しています。
- ・ **母子保健機能**：保健師が中心となり、妊娠初期から産前産後の支援、乳幼児やその発達に関する支援を行っています。未就園児を対象とした「なかよしクラブ」など保健福祉総合センターへお越しいただき直接お話しできる機会を設けています。
- ・ **児童福祉機能**：子どもの居場所づくりなどを目的とした地域資源の開拓、児童虐待やヤングケアラー等の相談支援、児童扶養手当及び特別児童扶養手当、ひとり親支援制度などを社会福祉士が担当しています。

妊娠・子育てや児童福祉、諸手続きなどお悩みの際には、お気軽にお問い合わせください。内容により、保健師や社会福祉士などの専門職が対応いたします。

また、今後は、こども家庭センターの業務として家庭などへの訪問による支援に力を入れたいと考えています。訪問するのは保健師や社会福祉士などの専門職で、妊産婦や乳幼児がいる世帯に加え、多子世帯や障がいを持つお子様がいる世帯、障がいを持つ方が子育てをしている世帯などが対象です。住民の皆様との触れ合いを目的として訪問等による積極的支援の展開を行っていきたいと思います。訪問の際にはご挨拶させていただきますので、よろしくお願いいたします。

要保護児童地域対策協議会 代表者会議及び実務者会議 開催

こども支援課が事務局を担当する要保護児童地域対策協議会の代表者会議及び実務者会議が開催されました。約20施設にわたる村内外の関係機関の代表者や実務者の方々にご出席いただき、児童虐待に対する研修や情報共有を行いました。代表者会議では県中児童相談所相談課長の太田ふみ氏を講師にお迎えし、「要保護児童地域対策協議会の役割」という内容でご講演をいただきました。大変分かりやすく、児童虐待への理解を更に深めることができました。

また、実務者会議では教育保育現場からの声をお寄せいただき、関係者で対策検討などの協議を行いました。

